熊本県天草市倉岳町大字棚底
字古野　五八三番四　標柱一号
字火口山　四四二番四　標柱二号
四二五番三　標柱三号
字南平　一八二番　標柱四号
二一二番五　標柱五号
二一一番四　標柱六号
標柱七号

○農林水産省告示第千百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛媛県西予市城川町古市八三六・一四一七・一四一八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、六三一、八〇七、八一九、八二六、八二七、八二九、八三一、八四八、八五〇、八五六、一四一六の一、一四二一、一四三〇、一四三一、一四三四、一四三六、一四四一、一四四三、一四四四、一四五九、三三二から三三二四まで

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十八年四月二十日農林水産省告示第四百四十一号（四に係るものに限る。）

(二)　変更に係る指定施業要件

1　立木の伐採の方法　変更しない。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛媛県大洲市肱川町宇和川四二九〇の二・四二九〇の三・四二九一の二・四二九二の二・四四六一の二（以上五筆国有林）、三九一四・三九三八・四〇三四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三三一五、三三一六、三七一三、三七一五から三七二〇まで、三七二一の一、三七二二、三七二五、三七七九、三七九〇、三七九四から三八〇〇まで、三八〇二から三八〇八まで、三八一二から三八一九まで、三八三〇から三八四四まで、三八四八から三八五二まで、三八五五、三八五七から三八六九まで、三八七一から三八七七まで、三八七八の一、三八七九から三八八一まで、三八八二の一、三八八三から三八八八まで、三八九二から三九〇四まで、三九〇六、三九〇八、三九一〇から三九一三まで、三九一七、三九一九、三九二一から三九二三まで、三九二五から三九二九まで、三九三二から三九三五まで、三九三九、三九四二から三九四四まで、三九四六、三九四八から三九五四まで、三九五六、三九五八から三九六二まで、三九六四、三九六五、三九六七、三九六八、三九七〇、三九七一、三九七三、三九七四、二九八六から二九九〇まで、三九九二から三九九五まで、三九九八から四〇〇七まで、四〇〇九から四〇二五まで、四〇二九から四〇三三まで、四〇三五、四〇三六、四〇四五から四〇四七まで、四〇五九から四〇八九まで、四〇九三、四〇九八、四一〇〇、四一〇一、四一〇二、四一一七、四一二六、四一三八、四一四四、四一四五、四一六五、四一七三、四一七六、四一七七、四一八五から四一九三まで、四一九五、四一九七の一、四一九九、四二〇〇、四二〇二、四二〇三、四二〇四の一、四二〇五の一、四二〇六から四二一五まで、四二一九から四二二三まで、四二二五、四二三一、四二三三から四二三九まで、四二四一から四二四四まで、四二四六、四二四七、四二五〇、四二五一、四二五五から四二六三まで、四二六五、四二六八、四二七〇、四二七三、四二七七から四二八四まで、四二九〇の一、四二九一の一、四二九二の一、四二九三から四二九六まで、四三〇二、四三〇九、四三一〇、四三五三から四三五五まで、四四〇〇から四四〇七まで、四四一二から四四二〇まで、四四二二、四四二三、四四二五、四四二七から四四三七まで、四四三九から四四四四まで、四四四六、四四四七、四四四九、四四五〇、四四五一の一、四四五一の二、四四五四、四四五七、四四五八の一、四五〇三の一、四五〇三の三、四五〇四、四五〇五の一、四五〇六から四五〇八まで、四五一二の一、四五一四の一、肱川町予子林二五八四・二六五九・二六六一・二六六四・二六六五・二六六八から二六七〇まで・二六七一の一・二六七三・二六八〇・二七六三の一・二七六三の二・二七七九の一・二七七九の二・二七八四の三・二七八五の一・二七八六の一・二七八八の一・二七九〇の一・二七九一の一・二七九二の一・二七九三の一・二七九四の三・二七九七の三・二七九八の三・二七九九の一（以上二十八筆について次の図に示す部分に限る。）、二一〇七、二五六三、二五六四の一、二五六五の一、二五六七の一、二五六八の一、二五七〇、二五七一の一、二五七一の二、二五七二、二五七三、二五七五から二五七七まで、二五七九から二五八二まで、二五九一の一、二五九二の二、二五九三、二五九五、二五九六、二五九八の一、二五九九の一、二六〇〇の一、二六〇二から二六〇六の三まで、二六一一、二六一二、二六一四の一、二六一五の一、二六一六の一、二六一九、二六二〇の一、二六二〇の三、二六二一の一、二六二二から二六二四まで、二六二五の一、二六二六の二、二六二八から二六三四まで、二六三六から二六四七まで、二六五〇、二六五二から二六五六まで、二六五八、二六六〇、二六六二、二六六三、二六六六、二六六七、二六七五、二六七六の一、二六七七から二六七九まで、二六八一から二六九五まで、二六九六の一、二六九九、二七〇〇、二七〇二、二七〇七、二七〇八の二、二七一〇の一、二七一三、二七一四、二七一九、二七二一、二七二三、二七二五から二七二七まで、二七二八の一、二七二八の二、二七二九の一、二七三一の一、二七三一の二、二七三三の一、二七三四の一から二七三四の三まで、二七三五の一、二七三五の二、二七三六、二七三七の一、二七三七の二、二七三八から二七四四まで、二七四五の一、二七四六、二七四七の一から二七四七の四まで、二七四八、二七五三、二七五四の一、二七五四の二、二七五五の一、二七五六の一、二七五八、二七五九、二七六〇の一、二七六〇の二、二七六一、二七六二、二七六三の三から二七六三の八まで、二七六三の一〇、二七六四の一、二七六四の二、二七六五の一、二七六六の一から二七六六の四まで、二七六七、二七六八、二七七〇、二七七一の一、二七七二の一、二七七三の一、二七七三の二、二七七四の一、二七七四の二、二七七五の一、二七七六の一から二七七六の三まで、二七七七、二七八二、二七八四の一、二七八四の二、二七八七、二七九三の二、二七九四の一、二七九四の二、二七九五、二七九六、二七九七の一、二七九九の一、二七九九の二、二八〇一、二八〇二の一、二八〇二の二、二八〇二の三、二八〇二の四、二八〇二の五から二八〇二八まで、二八〇三から二八〇四まで、二八〇五、二八〇六の一、二八〇六の二、二八〇七、二八〇八、二八一〇、二八一一、二八一二、二八一三、二八一四、二八一五、肱川町大谷一、二、三の一、三の二、四、五の一、五の二、七、八の一から八の三まで、九の一から九の三まで、一一の一、一二の一、一二の二、一三、一四の一、一五、一六、一七の一から一七の三まで、一八の一、一九の一、二〇の一から二〇の三まで、二一の一、二一の二、二一の四、二二の一から二二の三まで、二三の一、二三の二、二四の一から二四の四まで、二五、二六の一、二六の二、二七の一、二